

市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル（平成26年12月）〈抜粋〉

○ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項15号）

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの。

災害時における要配慮者は、具体的には、次のようなものと考えられる。

（昭和62年版防災白書（国土庁）の「災害弱者」の定義）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々、すなわち、次のような問題を抱えている人々をいう。

- ① 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難である。
- ② 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができない、又は困難である。
- ③ 危険を知らせる情報を受けることができない、又は困難である。
- ④ 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない、又は困難である。

具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者をはじめ日常的には健常者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある老人などの社会的弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人などが挙げられる。

また、避難生活において特別の配慮（医療的配慮を要する**人工透析受療者**、人工呼吸器、酸素供給装置利用者など）の必要な人々も含むと考えられる。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
内部障害者 難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の医療器材、医薬品、食品が必要である。 ・外見では障害が分かりにくい場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 ・避難支援者が必要な場合がある。

○ 災害時の要配慮者支援に係る市町村等の役割

愛知県地域防災計画（平成26年5月修正版）において、下記のとおり市町村の役割を記載している。

（1）市町村の役割

- ・避難行動要支援者の安否確認、避難誘導
- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
- ・福祉避難所の設置等
- ・福祉サービスの継続支援
- ・県に対する広域的な応援要請
- ・外国人への情報の提供と収集

（2）県の役割

- ・情報収集・支援体制の整備
- ・広域調整・市町村支援
- ・多言語による情報発信